

第6回石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会 議事要旨

- 1 日時：平成 17 年 12 月 12 日（月） 15:00～16:30
- 2 場所：経済産業省別館 8 階 第 850 号会議室
- 3 出席者：
（委員）平野委員、相澤委員、田中委員、辻委員、本間委員、本山委員、森崎委員
（厚生労働省）青木労働基準局長、小野安全衛生部長、山越計画課長、古川化学物質対策課長、永野化学物質対策課化学物質情報管理官 他
- 4 議題：
 - （1）個別の石綿製品の代替化の検討
 - （2）その他
- 5 議事要旨
 - （1）第 5 回検討会議事要旨の確認が行われた。
 - （2）個別の石綿製品の代替化の検討が行われた。
 - （3）その他意見交換等が行われた。

<個別の石綿製品の代替化の検討>

（厚労省）（資料 6-2、資料 6-3、資料 6-4 の説明）

（委員）代替品の実証が不十分なために禁止を除外する場合、将来、どこかの時点で区切り、実証の結果を検討する必要があるが、いつ頃行うつもりか。

（厚労省）現段階で例えば 2 年又は 3 年という期間を決めるのは難しいのではないかと思います。EU では 1995 年頃に禁止指令を出し、実際に全面禁止になったのは 2005 年であり、約 10 年かかっている。我が国については、当然 10 年もとの話とはならないが、実証試験の結果等踏まえながら、近い将来改めて見直し、全面禁止という方向に持っていきたいと思っている。

（委員）ジョイントシートガスケットの禁止とその除外を 3 MPa で区切っているが、これは設計圧力なのか。それとも耐圧試験などで少し高めの圧力をかけた場合の圧力なのか。

（厚労省）この圧力が具体的にどういうことを意味するのかというのは、もう少し詰める必要があると思われる。

（委員）ジョイントシートガスケットの禁止除外の対象施設である「既存の化学プラント等」には、発電用ボイラーなども入っているのか。

（厚労省）基本的には入っていない。本当に必要な部分だけの使用を認めることとし、なるべく限定的にしたい。

（厚労省）禁止除外の理由として「長期のシール性の保持」とあるが、まず、長期のシー

ル性の保持が本当に必要か否かというところの議論があるべきだと思う。例えばシール性が3年持てば良いところ、1年しか持たないという程度の話なら、それは1年ごとに替えれば良いのではないかという議論になる。長期のシール性の保持が必要という理由であれば、安全性や技術面に不可能に近いほどの短期的な困難性があるとするまでかどうかという辺りは、是非、専門家である委員に検証していただきたいと思う。

(委員) 典型的な例はコークス炉である。コークス炉は1回つくった後は、何十年か使い続ける。従来だったら何十年もそのままでも良かったものが、代替品を使用するとすると3年ごとに1回ぐらいで交換しなければいけない。交換することにより事故が発生するかもしれない。

(委員) 石綿を代替化するとなれば、ある程度のことはできると思う。しかし、特にコークス炉のような所は、一般的には全く人が近付かないので、解体などのときだけ注意すれば良く、飛散防止策をとらせることで、禁止せずにおくという手もある。

(厚労省) 恐らくこれまでの規制はそのような考え方に基づいていたと思う。しかし、例えば普段コークス炉の周りで作業している労働者には影響がないかもしれないが、できるだけ全面禁止をしようという現在の考え方の中では、補修、整備、交換に携わる、あるいは部品の製造をしている労働者、場合によっては製造工場周辺の住民などが心配することになるだろう。

(委員) 全面禁止は可能だと思う。しかし、石綿に代わるものが有害な場合がある。気を付けなければいけないのはセラミック系繊維である。しかし、そこまで考慮してしまうと、実際には思い切った対策がとれない。そのため、まず石綿を全面禁止し、有害な代替物が出てきたら、更にそれを禁止するというのであれば、比較的早い時期に禁止というのは可能ではないか。なぜなら、アスベストでなくとも熱の移動が少なく、気密性が高い繊維状という条件を満たすものであれば良いからである。そういう意味で、ほとんどのものは使わずに済むように思われる。

(厚労省) 今後の予定として、1月18日及び25日と2回予定しているが、25日は予備日とし、できれば18日の検討会において報告書を取りまとめることとしたい。